個人情報ファイル簿（単票）　　【市民課・戸籍担当】

個人情報ファイルの名称	戸籍簿・除籍簿・改製原戸籍簿	
行政機関等の名称	米沢市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民環境部市民課	
個人情報ファイルの利用目的	日本国籍及び親族的身分関係の公証	
記録項目	１本籍、２筆頭者、３氏名、４氏名の振り仮名、５出生の年月日、６戸籍に入った原因及び年月日、７実父母の氏名及び実父母との続柄、８養子であるときは、養親の氏名及び養親との続柄、９夫婦については、夫又は妻である旨、１０他の戸籍から入った者については、その戸籍の表示、１１その他法務省令で定める事項	
記録範囲	米沢市に本籍を定めた者	
記録情報の収集方法	戸籍届出、家庭裁判所からの嘱託記載、法務局からの指示	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む（禁治産・準禁治産）	
記録情報の経常的提供先	―	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）米沢市総務部総務課	
	（所在地）〒992-8501　米沢市金池５丁目２番２５号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	全項目について戸籍法（昭和２２年１２月２２日法律第２２４号）１１３条から第１１６条に基づき訂正請求ができる。	
個人情報ファイルの種別	☑法第 60 条第２項第１号（電算処理ファイル）	□法第 60 条第２項第２号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第７項に該当するファイル　□有　☑無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	―	
備考		

作成日（最終修正日）：令和８年９月３０日